

第 5581 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 28日 金曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

👉 国外財産に係る相続税等の見直し

Q：平成29年度の税制改正では、国外財産に係る相続税等の見直しがあがっているようですが、どのようなものなのですか？

A：日本で就労する外国人が死亡した場合、日本で就労する外国人が国外財産を取得した場合の相続税等の取扱いを見直すとするものです。

【解説】

相続税の対象となる財産の範囲は、相続人と被相続人の住所によって定められており、相続人の国籍が国外であっても被相続人の住所が日本であるときは、国内だけでなくすべての財産が相続税の対象になることとなっています。

そんなことから、日本に住む外国人が死亡した場合には、国外にある財産も相続税の対象になり、本国で課税されるより多くの税金を負担しなければならないという事態も生じており、日本への移住をためらわせる原因にもなっているとして、次の場合には、相続税に係る国際的な二重課税を排除するよう一定の措置を講じるよう、金融庁が要望を出しています。

- ① 家族帯同で在留している外国人が在留中に死亡した場合の国外財産に対する課税
- ② 日本に在留している外国人の親族が外国で死亡した場合の国外財産に対する課税
- ③ 日本に単身赴任赴任で在留している外国人が在留中に死亡した場合の国外財産に対する課税

